

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	労災保険相談員等設置費	担当部署	労働基準局労災補償部	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和44年度	担当課室	労災管理課		木原 亜紀生		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定	政策・施策名	Ⅲ 3 2 被災労働者等の社会復帰・援護等を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	・労働者災害補償保険法(昭和22年4月7日法律第50号)第2条の2 ・労災保険相談員規程(平成19年3月30日訓第17号)第1条	関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	労働基準監督署等に労災保険相談員等を配置し、労働者災害補償保険給付等に関する業務の迅速・適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	労働基準監督署等に労災保険相談員等を配置し、労災保険への加入、給付の請求、各種届出等及び被災労働者の社会復帰についての相談、指導に関する業務を行う。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	853	804	789	561	567
		補正予算		110			
		繰越し等					
		計	853	914	789	561	567
		執行額	776	703	660		
	執行率(%)	91.0%	76.9%	83.7%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	「国民の皆様の声」に寄せられる労災担当者に対する苦情の割合を労災保険に係る国民の皆様の声のうちの5%以内とする。(達成度:(100-成果実績(%))/95%)	成果実績 <small>(苦情割合)</small>		5.7%(18件)	2.5%(8件)	2.6%(8件)	5%
		達成度	%	99%	103%	103%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	相談業務のより一層の充実を図るため、相談例を集めたFAQを作成する。	活動実績 (当初見込み)	件 (作成したFAQの相談例)	-	229件	221件	-
				(-)	(100件)	(200件)	(100件)
単位当たりコスト	(円/)	算出視	相談員の業務は多岐にわたり、統一的な評価方法を設定することが難しいため、単位当たりコストの算出はなじまない。				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	諸謝金	451	456	謝金単価の見直しによる増			
	職員旅費	1	1				
	委員等旅費	3	3				
	庁費	62	63				
	社会復帰促進等委託費	44	44				
	計	561	567				

事業所管部局による点検						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	労働基準監督署職員は労災請求に対する調査・認定等の業務を多く担当しているが、日々寄せられる被災労働者等からの各種相談についても丁寧に対応する必要があることから、労災保険相談員等の設置は広く国民のニーズがある。 また、国が行う労災保険への加入、給付の請求等に係る相談に対応するための経費であることから、国費を投入する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	厚生労働省組織規則第790条において、労働基準監督署の所掌事務として労災保険事業に関する業務が規定されており、これを円滑に行うための当該事業は国が直接実施すべきものである。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	労働基準監督署等における労災保険への加入、給付の請求等に関する業務を迅速・適正かつ円滑に運営する必要があるため、被災労働者等からの相談に対応する労災保険相談員等の設置は優先度の高い事業である。		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	被災労働者等からの各種相談について対応しており、労災補償給付等に関する業務の迅速・適正かつ円滑な運営に資することから受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	経費のほとんどが労災保険相談員等に支給する謝金である。		
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	経費の節減により、庁費の執行が当初想定を下回ったもの。			
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	本事業では、労働基準監督署等に専門知識を有する労災保険相談員等を配置しているため、来署や電話等の手段で監督署に寄せられる被災労働者からの相談に対し、転送や取り次ぎを必要とせず、その場で相談員が対応することができるため、実効性の高い事業となっている。 なお、平成25年度より相談実施体制の見直しを行い、労災保険に関する一般的な問い合わせに対応するコールセンター業務を外部委託し、業務の効率化を図った。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	200件のFAQ作成を目標としていたところ、221件のFAQを作成することができた。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検 結果	本事業は、労働基準監督署の所掌業務である労災保険への加入、給付の請求等に関する相談に対応することにより、労災補償業務等の迅速・適正かつ円滑な運営に資するものである。24年度は労災担当者に対する苦情の割合が5%を下回ったほか、FAQを作成するなど適切に事業が実施されている。今後も監督署の労災保険業務の状況等を踏まえて、労災保険相談員等の配置を見直すなど適切な執行の管理を行い、実績を踏まえた予算要求を行うこととする。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	労災保険に関する相談を受ける、労災保険相談員を労働基準監督署に設置するための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき(必要な予算措置に努めること)。					
現状通り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの実績番号						
平成22年	660-14	平成23年	0989	平成24年	0833	

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
660百万円(平成24年度執行額)

諸謝金、保険料、事務費等 28百万円

〔
労災保険制度及び被災労働者の社会復帰につ
いての電話による相談対応
〕



A. 都道府県労働局
632百万円

諸謝金、保険料等

〔
労災保険への加入、給付の請求、各種届出等及
び被災労働者の社会復帰についての相談、指導
に関する業務
〕

資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかについ
て補足する)
(単位:百万
円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.東京労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
謝金	労災保険相談員に係る謝金	49			
保険料	労災保険相談員に係る保険料	1			
計		50	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京労働局	被災労働者に対する労災保険給付の迅速・適正な給付等、円滑な実施のための業務を実施	50		
2	大阪労働局	被災労働者に対する労災保険給付の迅速・適正な給付等、円滑な実施のための業務を実施	34		
3	愛知労働局	被災労働者に対する労災保険給付の迅速・適正な給付等、円滑な実施のための業務を実施	31		
4	神奈川労働局	被災労働者に対する労災保険給付の迅速・適正な給付等、円滑な実施のための業務を実施	26		
5	北海道労働局	被災労働者に対する労災保険給付の迅速・適正な給付等、円滑な実施のための業務を実施	24		
6	兵庫労働局	被災労働者に対する労災保険給付の迅速・適正な給付等、円滑な実施のための業務を実施	21		
7	埼玉労働局	被災労働者に対する労災保険給付の迅速・適正な給付等、円滑な実施のための業務を実施	21		
8	千葉労働局	被災労働者に対する労災保険給付の迅速・適正な給付等、円滑な実施のための業務を実施	18		
9	広島労働局	被災労働者に対する労災保険給付の迅速・適正な給付等、円滑な実施のための業務を実施	18		
10	宮城労働局	被災労働者に対する労災保険給付の迅速・適正な給付等、円滑な実施のための業務を実施	17		